

(様式1)

要望等に対する回答について

要望年月日：令和6年12月13日

要望団体名：一般社団法人岩手県建設産業団体連合会・一般社団法人岩手県建設業協会

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
工事全般		
1. 働き方改革について		
(1) 建設関係予算の継続的確保と国土強靱化について		
① 国の公共事業予算の確保	岩手県では、令和7年度政府予算に係る提言・要望等において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の安定的・持続的な確保と併せ、近年の資材価格の高騰の影響等も考慮した必要かつ十分な予算・財源を確保するとともに、改正国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を速やかに策定し、5か年加速化対策後も継続的・安定的に切れ目なく対策を進めるよう要望しているところです。 県としては、今後も公共事業予算の確保等について、国に働きかけていきます。	B
② 国土強靱化の計画的推進予算の確保（予算の確保）	岩手県では、令和7年度政府予算等に係る提言・要望等において、近年の資材価格の高騰の影響等も考慮した必要かつ十分な予算・財源を当初予算において別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう要望してきたところです。 また、改正国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画について、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で、これまで以上の規模を確保した上で、速やかに策定し、5か年加速化対策後も継続的・安定的に切れ目なく対策を進めるよう要望しているところです。 県としては、今後も公共事業予算の確保等について、国に働きかけていきます。	B

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
② 国土強靱化の計画的推進予算の確保（河川計画の見直し）	岩手県が今年度会長を務め、13県知事で構成する「命と生活を守る新国土づくり研究会」では、令和6年9月に実施した、国への提言において、豪雨災害の激甚化に備え、市街地の排水計画等も含め流域全体で実施すべき対策を示した「流域治水プロジェクト」の強力な推進や予算確保、流域治水を加速化させる「特定都市河川」制度の充実等について要望しているところです。 県としては、河川改修等の加速化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用しながら進めており、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、「流域治水」の推進について国に働きかけていきます。	B
② 国土強靱化の計画的推進予算の確保（老朽化対策）	インフラの老朽化対策を限られた人員の中で継続的に実施していくため、点検や工事の省力化や継続的な予算の確保を図りながら、損傷が深刻化してから修繕を行う「事後保全型」から、軽度なうちに対応する「予防保全型」維持管理へ転換していく必要があります。 このため、岩手県では、新技術の活用等により省力化を図りながら、公共事業予算の安定的・持続的な確保等について、国に働きかけていくとともに、補助事業を活用しながら、計画的な補修や修繕を推進しています。 また、市町村や県に対する必要な財政的な支援等について、引き続き、国に働きかけていきます。	B
② 国土強靱化の計画的推進予算の確保（工事の区別）	国土強靱化関連工事については、令和5年2月から、工事発注時に特記仕様書へ該当の有無を明示して区別しています。（A） 県営建設工事の発注予定として、当該年度の工事実施概要や入札方式、公告予定月、概算額等の情報を年4回公表しているところです。国土強靱化関連工事の公表については、補正予算の見通しが立った時点で前述の4回に加えて公表する予定としています。（A）	A : 2
③ 岩手県における公共事業費の確保（予算の確実な執行）	予算化した工事の発注については、適切な工期を確保したうえで、施工時期の平準化を図りながら、各事業箇所を進捗状況、現場条件等を踏まえて適切に行っているほか、ゼロ県債活用や積算の前倒しによる早期発注と併せ予算の有効活用に努めていきます。（A） 県営建設工事の執行にあたっては、各地域での実情に応じ、また、いわて県民計画アクションプランに基づき優先度を見極めながら社会資本の整備や維持管理を進めていきます。（B）	A : 1 B : 1

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
③ 岩手県における公共事業費の確保（予算の配分）	岩手県における令和7年度当初予算の公共事業費は、他の経費がマイナスシーリングとする中、対前年同額のシーリングとしており、国の令和6年度補正予算と合わせ、「いわて県民計画（2019～2028）」の着実な推進と「第2期岩手県国土強靱化地域計画」に基づく防災・減災対策や老朽化対策の取組を機動的かつ計画的に進めていきます。	B
（2）国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組について	国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、また、国では令和6年2月に内閣府と文部科学省の「将来の高性能加速器に関する連絡会」が設置されたところです。県ではこうした取組が加速するよう、本年6月の「令和7年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し以下の事項について要望を行いました。 1 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算を講じること 2 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で誘致を推進すること 3 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 先般閣議決定された令和7年度の政府予算案においては国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。	B

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(3) 建設資材や燃料の価格高騰への対応について	建設資材価格については、物価資料を基に、毎月、その変動を確認し、変動がある都度単価改定をしています。積算から契約時まで生じた資材価格の変動に対しては、「工事請負契約締結後における単価適用年月の変更」により対応していますが、タイムラグの完全な解消は困難であるものの、早期の単価反映に努めていきます。(B) 契約変更協議については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により適切に対応することとしています。 急激な資材価格変動には、工事請負契約書の「スライド条項」を適用し、受注者から請負代金額の変更請求があった場合には、適切に対応しています。 また、単品スライド条項については、令和4年7月21日から、金額の妥当性を確認したうえで、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とするよう運用変更しています。(A)	A : 1 B : 1
(4) 時間外労働規制(2024年問題)適用による労働時間の短縮について	国土交通省では、令和6年度に建設Gメンによる書面調査を大幅に拡大するとともに、駆け込みホットラインによる通報を活用することで、違反の疑いがより強い事案を優先的に実地調査して必要な改善指導を行っているところです。 岩手県においても、元請・下請取引の適正化を図るため、国土交通省と連携して「下請取引等実態調査」や「建設業事務調査」を行い、不適当な取引行為に対して改善指導に努めていきます。	B

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(5) 若年者の入職・育成並びに女性の活躍推進策について	建設業界への担い手確保対策として、貴協会との共催による「いわて建設業みらいフォーラム」について、県内の工業高校等の生徒に加えて、その保護者も出席対象とするとともに、令和6年度からは岩手県教育委員会等と連携し普通高校への招待やフォーラム内容をオンライン配信するなど、次世代を担う若者に対し建設業の魅力や働きがいを積極的に発信しています。 また、進学や就職に際し建設業が選択肢の一つとなるよう、小中学生及び高校生を対象とした現場見学会、出前講座や建設業体験学習会の開催、高校生との協働による橋梁点検の実施等を通じて、建設業のイメージアップに努めています。 このほか、令和2年度から「いわて産業人材奨学金返還支援制度」の対象企業に、建設関連企業を追加し、県内外からの人材の確保に向けた企業の取組について支援を行っています。(A) 引続き、フォーラムや現場見学会等の開催により、多くの方々に建設業への理解促進を図るなど、教育機関と連携しながら、若者の建設業への入職促進に努めていきます。(B) 岩手県が実施する公共工事では、建設現場における作業環境の改善を図るため、受注者が女性用更衣室や休憩所のエアコン設置等を行うための経費を工事費に計上しています。また、男女ともに働きやすい環境とするため、水洗、洋式、鏡付洗面台等を備えた快適トイレを全ての建設現場に導入することを原則とし、その経費も工事費に計上しています。 また、令和2年4月1日以降に公告した総合評価落札方式による入札から、配置技術者に女性を配置した際や「いわて女性活躍認定企業等」の認証を受けた企業について、新たに加点評価を行っています。 今後も「けんせつ小町部会」と連携し、令和4年6月に作成された提言書も踏まえ、女性や若者をはじめ、「誰もが働きやすい建設業界」となるよう取り組んでいきます。(B) (次ページへ続く。)	A : 2 B : 4

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(前ページからの続き) (5) 若年者の入職・育成並びに女性の活躍推進策について	岩手県教育委員会では、生徒一人ひとりが主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を育成するキャリア教育を推進しており、各学校においては、インターンシップや現場見学、地域の企業・関係団体等からの講師派遣による技術指導等の体験的・実践的な活動を通して、生徒に多様な職業人との関わりを経験させるとともに、先進技術に触れる機会を設け、生徒の技術・技能の習得を図っています。 建設業に対する理解を深める取組については、貴協会と県との共催による「いわて建設業みらいフォーラム」の全県立高校への周知のほか、県土整備部と連携し、小、中学生及び高校生を対象とした現場見学会、出前講座や建設業体験学習会の開催、高校生との協働による橋梁点検などを行っているところです。 今後も県土整備部をはじめ関係機関等と連携しながら、体験的・実践的な学習機会の確保に努め、地域産業を担う人材育成を進めていきます。(B) 岩手県では、若者や女性に魅力ある職場づくりの推進に取り組んでいます。 「いわて働き方改革推進運動」においては、県内企業における働き方改革の促進や生産性向上など、労働環境の整備と処遇改善に向けた取組を支援するとともに、若者や女性などに魅力ある職場環境づくりに向けて、新たに企業における従業員エンゲージメントを高める取組を支援します。 また、労働時間削減や女性活躍推進など働き方の改革・改善に取り組んでいる企業の優良事例を表彰する「いわて働き方改革AWARD(アワード)」を実施し、成果が出ている取組の普及や働き方改革の機運の醸成に努めています。 「魅力ある職場づくり推進事業費補助」では、若者や女性などに魅力ある雇用・労働環境の整備の促進を図るため、所定内労働時間の短縮や子育てしやすい環境整備に加え、新たに、リスキリング推進の取組に対する支援を強化します。 このような取組を通じて、若者や女性がさらに活躍できる職場環境の整備に努めていきます。(B) (次ページへ続く。)	A : 2 B : 4

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(前ページからの続き) (5) 若年者の入職・育成並びに女性の活躍推進策について	岩手県では、若者・女性を含め県外からのU・Iターンを促進するため、東京都内において全市町村と県内企業が多数出展する「移住フェア」と「U・Iターン就職フェア」を合同開催し、県内での暮らしや仕事に関する魅力発信に取り組むとともに、首都圏及び県内に設置する相談窓口による就職相談対応や、就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」での企業情報の発信、学生のインターンシップ活動支援等により、将来の地元就職につなげる取組を進めています。 また、県が独自に実施する「いわて若者移住支援金」において若者や女性に対する加算を継続し、若者の移住支援強化も図っています。 今後においても、市町村や関係機関等と連携しながら、本県へのU・Iターン促進の取組を進めていきます。(A)	A : 2 B : 4
(6) 地域建設業の社会的役割と公共事業の重要性の戦略的広報について	岩手県では、建設企業で働く担い手の育成及び安定的確保に向け、一般社団法人岩手県建設業協会盛岡支部及び一般社団法人岩手県測量設計業協会の協力のもと、建設業を紹介する動画を作成、公表しています。 ” また、「いわての建設業 魅力紹介パンフレット」で建設業の役割や魅力を紹介しているほか、県土整備部の事業や取組についてまとめた事例集や、「県土整備行政の概要」等を作成しています、 これらについては、「美しい県土づくりニュース」等により、県ホームページやSNSで積極的にPRしているところです。 今後とも、建設業の社会的役割や社会資本の整備の重要性等について周知を図るため、様々な広報媒体や機会を通じて、業界団体と連携を図りながら広報に取り組んでいきます。	A

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(7) 建設関連業務委託への電子保証導入及び積極的活用等について	建設関連業務委託契約に係る電子保証については、令和6年11月に制度改正し導入しています。(A) また、同改正内容について、庁内の発注部局等に対しては建設技術興課から通知済みです。(A) 県営建設工事の電子保証については、庁内に周知を図った上で令和6年度から運用を開始したところです。電子保証の活用促進に向けて、引き続き庁内各部局等に周知を図って参ります。(A) 本県の前払金の取扱いについては国に準じて定めており、中間前金払又は部分払の選択は契約時のみとしています。 また、国と同様、中間前金払の支払を受けている翌年度繰越工事の年度末部分払については、繰越理由が受注者の責とならない場合には、請求ができる取扱いとしています。 なお、前払金の取扱いについては、引き続き他県の対応状況等を注視していきます。(C)	A : 3 C : 1
2. 生産性の向上について		
(1) 設計・積算について		
① 適正な設計・積算	精度の高い設計図書の作成に当たっては、コンサルタントが作成した成果品のチェックと職員の技術力向上のための研修の実施しているところですが、引き続き精度の高い設計図書の作成に努めていきます。(A) 三者協議については、設計の意図及び目的の的確な伝達と反映等を目的として試行しており、実施予定等を工事の特記仕様書に明示しています。また、対象としていない場合でも、受注者から実施の申し出を行うことができる運用としています。制度について県ホームページに試行要領と運用ガイドラインを公表しており、現場条件と設計に乖離が見られる場合等、必要がある場合においては活用を努めることとします。(A) 積算基準については、国土交通省が実施する施工合理化調査等に県発注工事も協力することで、その実態を反映させた適切な歩掛・積算基準を運用しているところです。より現場の実態に即した積算基準の改定についても国と情報共有を図っていきます。(A)	A : 3

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
② 施工時期の平準化について	改正品確法の趣旨を踏まえ、県発注工事において年度当初の工事量を確保するため、ゼロ県債活用や積算の前倒しによる早期発注に努めているほか、債務負担行為の設定や繰越制度の活用などにより、年間を通じた工事量の平準化に取り組んでいるところです。 また、市町村に対しては、県ブロック発注者協議会（令和6年9月9日、12月11日開催）において、発注関係事務の運用指針の更なる周知や、本県における平準化の取組事例の共有を行っているところであり、引き続き、市町村を含めた平準化の取組を推進していきます。	A
③ 適切な設計変更	三者協議については、設計の意図及び目的の的確な伝達と反映等を目的として試行しており、実施予定等を工事の特記仕様書に明示しています。また、対象としていない場合でも、受注者から実施の申し出を行うことができる運用としています。制度について、県ホームページに試行要領と運用ガイドラインを公表しており、現場条件と設計に乖離が見られる場合等、必要がある場合においては、活用に努めることとします。 （A） 請負代金額又は工期の変更が必要となった場合には、「県営建設工事に係る設計変更に伴う契約変更事務取扱要領」に基づき、その必要が生じた都度、監督職員がその内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえで、文書により設計変更を指示するものとしています。（A）	A : 2
④ 工事書類の簡素化について	工事書類の簡素化については、土木工事書類作成の手引きを作成し公表することで取り組んでいます。書類の簡素化については、意見交換を行い、見直しを考えていきます。（B） 東北地方整備局の取組を参考に、土木工事書類作成の手引きの改定を検討します。土木工事書類作成の手引きについては、市町村に対しても発注者協議会により再周知しています。（A）	A : 1 B : 1

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(2) ICT（情報通信技術）の活用及び遠隔臨場について		
① ICT（情報通信技術）の活用	ICT活用工事については、平成29年度の導入以降、対象工事の規模や工種を拡大してきたところであり、令和5年度には、発注者指定型の選定要件を更に拡大したところです。 また、令和2年度から、ICT機器を導入しようとする建設企業に対する助成制度を導入していますが、令和5年度には、新たに建設DX推進事業を導入し、補助要件の拡充や助成金額の増額等を行ったところです。 積算基準については、国土交通省の積算基準に準じて追加経費の計上等の対応を行っているほか、関連する技術基準や諸規格等も国土交通省と統一しているところであり、国の動向に注視し必要な施策を講じていきます。	B
② 遠隔臨場の活用	工事における遠隔臨場については、令和3年3月に「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を策定し、「段階確認」「材料確認」と「立会」に限定し、令和3年度から試行してきたところであり、発注者指定型とした場合には、費用を計上することとしています。令和6年度からは、共通仕様書にも明記し、更なる活用を目指していくこととしています。 なお、遠隔臨場の活用により、協議に時間を要することの無いよう、ウィークリースタンスを徹底していきます。	A

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(3) 営繕工事における工事量の確保と施工における課題について	公共建築工事については、各施設所管部局が事業計画に基づき発注しており、県土整備部においては、岩手県公営住宅等長寿命化計画に基づいて計画的に改修事業等を行うこととしています。(C) 特定共同企業体への発注については、国の「共同企業体運用準則」を参考に取扱いを定めており、技術的難度等の高い工事では設計額が一定金額以上の工事に限定して指定できるとしていることから、受注機会拡大のために発注基準を見直すことは難しいと考えています。(C) 分離発注については、国の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の趣旨に鑑み、円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、分離・分割して発注を行うよう努めていきます。(B) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)の趣旨に鑑み、より透明性、客観性の高い契約関係を構築するため、工事監理業務については原則として競争入札による発注を行っています。なお、特殊な用途、技術・工法が用いられている等、設計意図を高度に建築物の施工に反映する必要があるものについては、設計業務を受注した者と工事監理業務を随意契約しています。今後も、状況に応じて適切な発注方法を選定していきます。(C) 営繕工事の積算に際しては国土交通省の「営繕積算方式」を参考に行っており、建築関係資材単価については、令和5年4月から毎月改定しています。引き続き、市場の動向を注視しながら、適切な予定価格の設定に努めていきます。(A) 工期については、設計時における概略工程表を参考とした工期に、連休や週休2日を前提とした休日の他、雨天等休工、及び、施工不能日を考慮した上で設定しています。今後も、施工期間が十分確保できるよう適切な工期の設定に努めていきます。(A) 見積期間の設定に当たっては、建設業法に定める法定見積期間は休日等の日数を含む期間としていますが、本県においては、法定見積期間に休日等の日数を更に上乗せして設定しているところです。引き続き業界団体の要望、御意見等も踏まえ、十分な見積期間が確保されるよう努めていきます。(B) 積算基準については、国土交通省が実施する公共事業労務費調査等に県発注工事も協力することで、その実態を反映させた適切な歩掛・積算基準を運用しているところです。より現場の実態に即した積算基準の改定についても国と情報共有を図っていきます。(A)	A : 3 B : 2 C : 3

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
3. 入札制度について		
(1) 予定価格の適正な設定について	予定価格の設定については、関係法令等に基づき、適切に対応しています。	A
(2) 低入札価格調査制度について	低入札価格調査においては、国が公共事業の品質確保や賃金の適切な確保の観点から調査基準価格算定モデルを示していますが、県では基本的に国に準拠しており、国の基準を大きく逸脱して設定することは難しいと考えています。 県では、令和3年4月から総合評価落札方式の適用工事の拡大などのダンピング防止対策の強化を図ったほか、令和4年4月には、国に合わせて調査基準価格の引き上げを行ったところであり、これらの取組により、直近3カ年の平均落札率は91から92%台となり、全国平均の93%台と比較して著しく格差が生じていないところです。 国への要請については、引き続き入札動向や他県等の状況を注視しながら、適切な対応に努めていきます。	C
(3) 予定価格の公表について	入札における適正な競争を確保する上で、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、さらには予定価格に係る不正防止の観点から有効なものとして、本県では平成17年度から全ての入札に導入し、国の指針に基づき十分検討を行いながら運用しているところです。 なお、適正な積算による入札であることについて、入札書と同時に工事費内訳書の提出を義務付けているほか、開札後の落札候補者に対する事後審査においては、詳細な工事費内訳書を追加で徴し、適正に積算していることを確認しています。 制度導入以降、国が指摘する予定価格の事前公表による弊害は確認されていないものと認識していますが、引き続き、入札動向や他県の状況等を注視しながら、適切な対応に努めていきます。	C

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(4) 総合評価落札方式について	総合評価落札方式については、実績評価が得られる企業だけでなく受注量が少なくなったことにより、施工実績が得られなかった企業が受注機会を得られるよう、施工実績の要件を緩和する方向で見直しを行うこととしています。 また、地域精通度等の「無償奉仕活動の実績」の項目で、会社の所在地を問わず評価していたものを工事箇所振興局管内に本社を有する場合のみを評価することとし、施工場所管内の企業が優先されるよう見直しを検討しています。(A) 総合評価落札方式については、地域懇談会や意見交換会等の意見を参考としながら見直しを行うこととしています。(A) ① 週休2日工事の評価については、令和6年2月から原則、すべての工事を発注者指定型とするなど取組みを進めたことから、令和7年度は移行期間とし令和8年度から廃止する方向で検討しています。 ② 地域貢献活動は、評価要件を振興局等管内に本社を有する場合のみとする方向で検討しています。 ③ 災害活動の実績については、原則として災害協定に基づかないものは評価対象外とする方向で検討しています。 ④ 業種により差が出やすい地域精通度等の評価については、土木系と土木系以外に分けて評価する方向で検討しています。	A : 2

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
専門工事・設計・資材などの分野		
1. 働き方改革について		
(1) 公共事業予算の確保について	岩手県では、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の安定的・持続的な確保と併せ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る必要な予算・財源を別枠で確保するとともに、5か年加速化対策期間終了後においても、継続的・安定的に切れ目なく対策を講ずる必要があることから、国土強靱化実施中期計画を速やかに策定し、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を別枠でこれまで以上に確保するよう要望したところです。 県としては、今後も公共事業関係費の確保等について、国に働きかけていきます。(B) 工事発注の平準化については、改正品確法の趣旨を踏まえ、県発注工事において年度当初の工事量を確保するため、ゼロ県債活用や積算の前倒しによる早期発注に努めているほか、債務負担行為の設定や繰越制度の活用などにより、年間を通じた工事量の平準化に取り組んでいます。(A)	A : 1 B : 1
(2) 週休2日制や労働時間短縮を考慮した適正(柔軟)な工期設定について	見積期間の設定に当たっては、建設業法に定める法定見積期間は休日等の日数を含む期間としています。本県においては、法定期間に休日等の日数を更に上乗せして設定しているところです。引き続き業界団体の要望、御意見等も踏まえ、十分な見積期間が確保されるよう努めていきます。(B) 土木工事の工期については、土日や連休等のほか、降雨による休工期を見込んで設定しています。公共建築工事の工期については、設計時における概略工程表や過去の同様事例等を参考に、連休、週休2日を含んだものとしています。(A) 工事の発注に当たっては、週休2日を想定した工期を設定し、国土交通省の積算基準に準じて適切に追加経費を計上しています。(A) なお、週休2日工事の取組状況や業界団体と連携して取り組んでいる週休二日制普及促進キャンペーンについて、県ホームページで広く周知し、業界全体への取組拡大に努めています。(A)	A : 3 B : 1
(3) 工事の発注時期と工期末の分散を考慮した平準化の実現について	改正品確法の趣旨を踏まえ、県発注工事において年度当初の工事量を確保するため、ゼロ県債活用や積算の前倒しによる早期発注に努めているほか、債務負担行為の設定や繰越制度の活用などにより、年間を通じた工事量の平準化に取り組んでいます。	A

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(4) 正確な発注見通しの公表について	県営建設工事の発注見通しについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、県営建設工事の請負契約に係る入札及び契約に関する情報の公表要領を定め、年4回公表していますが、これまで補正予算等の時期によっては、発注見通しに反映されない場合があったところです。 このことから、令和6年度は、12月臨時議会で可決された補正予算に係る発注見通しについて、1月末に追加で公表しました。 令和7年度以降については、補正予算等についても可能な限り発注見通しに反映できるよう公表時期を見直す方向で検討しているところです。 なお、発注業種については、適正内容で公表されるよう、発注公所と連携しながら引き続き精査していきます。	B
(5) 若年労働者の確保、育成について	令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(以下「後期計画」という。)では、教育の質の保証と機会の保障を柱としつつ、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 後期計画期間中においては、生徒の多様な進路希望の実現に向け、各地域の学校規模をできる限り維持するとともに、多様な分野の学びを確保し、地域の教育資源を活用した実践的な学習活動の充実等を図りながら教育環境の整備に努めています。 岩手県教育委員会では、後期計画の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校教育の在り方の検討に着手し、令和6年度末の県立高校教育の在り方(長期ビジョン)の策定に向けて、有識者や各地区各界の方々からの御意見も伺いながら、本県における建築設備系学科の在り方について、慎重に検討しているところです。引き続き、地域等と連携しながら各校の魅力づくりや地域を支える人材育成等に取り組んでいきたいと考えています。 (B) (次ページへ続く。)	A : 1 B : 4

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(前ページからの続き) (5) 若年労働者の確保、育成について	より多くの若者が県内で就業するためには、小学生段階から保護者を含めて、県内の企業や産業状況を理解していただき、子どもたち自らが、将来のライフデザインを考えるためのキャリア教育を充実させていくことが重要です。 このため、小学生向けの企業見学会や中学生向けの職場体験活動、高校生向けにはワークショップや企業説明会、就職促進情報誌の配布、大学生向けには講義の場を活用した企業紹介や職場体験プログラムなどを実施し、小学校から大学まで、県内企業の魅力等を伝える取組を行っているところです。 特に、高校生への取組として、各広域振興局等に就業支援員を配置し、就職を希望する高校生に対し、県内就職の促進を中心とした個別支援を行っているほか、高校の進路指導教員と企業との意見交換会を開催し、地域内事業所の求人動向や企業が求める人材像等の情報を提供して、県内企業における新卒者の継続的な雇用を支援しています。(B) 建設業の人材確保については、県内の工業高校・普通高校などを対象とした「いわて建設業みらいフォーラム」の開催のほか、高校生との協働による橋梁点検の実施など、教育機関と連携を図りながら、若者の建設業への入職促進に向けた取組を継続して実施しています。 なお、いわて建設業みらいフォーラムでは、企業ブースを設置し、生徒が抱える様々な疑問等について先輩技術者へ相談できるコーナーを設け業界への理解や関心を高める取組を行っています。(B) また、総合評価落札方式において、雇用対策の実績として学卒者等を正規社員として新規雇用した場合に加点しています。(A) 新規入職者の採用及び継続雇用については、県内の認定職業訓練校に対して、訓練実施経費に係る補助事業を国と県で実施し、木造建築や建築設計、配管などの技能者の育成を支援する取組を行っているところです。 補助事業については、国の算定基準に基づいて実施しており、主な補助対象は雇用保険に加入している中小企業の従業員ですが、雇用保険に加入できず労災保険への特別加入をしている中小企業の役員及び中小企業事業主の家族は補助対象外とされており、技能者及び後継者の継続的な育成に支障をきたしていることから、補助対象の要件緩和について国への働きかけを行っているところです。(B)	A : 1 B : 4

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
2. 生産性の向上について		
(1) 建設資材等の地元調達について	県営建設工事の受注者に対して、岩手県営建設工事請負契約書付記により、使用する建設資材について、県内企業からの調達や岩手県産資材の調達を要請するとともに、受注者が、県内で生産・加工又は製造された建設資材を自発的に使用した場合には、工事施工成績評定において評価しており、引き続き、県産資材の優先利用の促進に努めていきます。(A) プレキャストコンクリート製品については、極力溶融スラグ入り製品を優先して使用することを特記仕様書に規定するとともに、県産品及び再生資源利用認定製品等を使用した場合には、工事施工成績評定において評価しているところです。 工事施工成績評定点の大幅な加点については、国や他県の動向を注視していきます。(B)	A : 1 B : 1
(2) 橋梁補修・耐震補強設計業務の積算基準について	橋梁補修設計歩掛の整備については、働き方改革等の観点から受発注者双方において負担軽減が図られる有効な手段の一つであると認識しており、令和6年度に策定に向けて検討を進め、令和7年4月から適用する予定です。	A
(3) 運搬費の積算への適正な反映について	公共工事の建設資材価格は現場持ち込み価格を原則としたものであり、運搬に係る経費を含んだ価格となっており、最新の単価を持って積算しているところです。今後も国の動向を注視し適切な単価設定をしていきます。	A
(4) アスファルト廃材の有効利用について	県土整備部が発注する工事においては、建設副産物が発生する場合は適正に処理すること、また、再生材の利用促進を図ることとしており、引き続き取組を推進していきます。	B
(5) 適正な警備料金の設定について	交通誘導員の公共工事設計労務単価については、国と合同で毎年実施している公共工事労務費調査の結果を基に設定された最新の単価を採用しており、令和5年3月に改定したところです。今後とも労務単価が改定された際には、速やかに適用していくなど、国と連携を図りながら、適正な設計・積算に努めていきます。	A

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(6) 建設DX推進事業補助金の継続について	本県では、中小規模工事におけるICT施工の普及とICT施工に取り組む企業の偏りが課題となっていることから、ICTの普及や人材育成を目的として、関係団体と連携しながら建設DXセミナー等の開催により意識醸成取り組んでいるほか、現場の生産性向上やデジタル技術導入による建設バックオフィス業務等に要する経費の一部を補助する県独自の補助制度を導入しています。 また、令和6年度にはクラウドサービス活用に係る利用料を補助対象として拡充したところです。 引き続き、建設DX推進事業の継続等により、生産性の向上に向けた取組を進めていきます。	A
3. 入札制度について		
(1) 総合評価落札方式について	自社工場の保有を評価の対象とすることについては、国や他県の動向を注視していきます。(C) 下請実績の評価については、下請としての施工実績の定量的評価に課題があるため、現状では、優良県営建設工事表彰（優良下請負企業表彰）の実績のみを加点对象としているところです。(C) 配置予定技術者の評価については、技術者本人の施工経験や実績等を評価するものであり、工事の種類を限定せず適用しているところです。 継続的な技能員の雇用と技能者については、評価対象としていませんが、ユースエールについては、令和7年4月適用から評価対象とすることとしています。 今後も、入札状況等について検証を行いながら、より良い制度運用に努めていきます。(C)	C : 3
(2) 総合評価落札方式の地域精進度および一般競争入札における地域要件の見直しについて	総合評価落札方式における地域精進度については、品質の確保・向上に資するものとして設定していますが、入札動向等を注視しながら、より良い制度となるよう適切に対応していきます。(C) 条件付一般競争入札において、発注業種の状況に応じて地域要件の設定基準を弾力的に運用することについては、業種間で地域要件の不均衡を生ずることとなり入札の公平性を確保する上で難しいと考えます。 なお、地元企業の受注機会の確保に配慮して、発注業種にかかわらず、設計金額に応じて旧振興局の区域を基本に原則的な地域要件を設定し、参入見込数が少なく競争性が確保されない場合には、地域要件を拡大する取扱いを行っております。(B)	B : 1 C : 1
(3) 簡易総合評価落札方式入札について	先抜け方式や一括審査方式については、受発注者双方の負担の軽減を図る上で有効であると考えられますが、導入については、今後も国や他県の動向を注視していきます。	C

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(4) 条件付一般競争入札における自社施工要件について	法面や塗装工事等の自社施工要件を設定している業種について、現段階では、自社等で雇用する技能士等を配置することで、適切な施工体制や品質が確保されているものと認識しています。 さらに、雇用の継続性を求める条件を追加することについては、入札動向や工事品質などについて注視しつつ、必要に応じて検討していきます。 また、自社施工要件として、全体施工面積に対する自社施工割合や数量等の条件を付すことは、建設業法上、一括下請負以外の下請契約は認められていることから、難しいと考えます。	C
(5) 分離発注などについて	塗膜に低濃度PCBが含有されている橋梁等の施設については、令和8年度末の期限までに処分するよう進めており、残る工事についても速やかに発注していきます。(A) また、塗装工事等の専門工事については、原則として分離発注を行うこととしており、引き続き各専門工事業者の受注機会の確保に努めていきます。(A)	A : 2
(6) M&A等による県外資本企業の入札参加について	岩手県では、入札参加資格の地域要件の設定基準の中で、県外資本の有無にかかわらず、県内に主たる営業所を有する者を県内業者と定義しています。 入札参加資格審査申請時における資本関係等の届出書は、県内資本か県外資本かについて確認するものではなく、資本関係のある複数の業者の同一入札への参加がないことを確認するために提出いただいているものです。 なお、県外資本の有無により県内企業の入札参加を制限することは、公平性の観点から適切ではないと考えます。	C
(7) 小規模（少額）機械設備工事の工事評点について	請負工事施工成績評定要領では設計金額が250万円を超える工事を対象として成績評定を行っているところです。小規模工事や難易度が低い工事では、成績評定の評価対象とならない項目があることから、評価項目とならない場合は対象外として成績が低くならないよう配慮しています。	B
(8) 陸閘・水門機械（電気）設備保守点検業務委託の入札参加資格について	岩手県が管理する水門・陸閘等は、防護水準、整備時期及び現場状況等により、施設毎に設備内容や機器の現状等が異なるため、保守点検業務においては各施設の状況を踏まえ、施設管理者毎に入札参加資格を検討することとしています。 より効果的な維持管理が図られるように、今後も検討していきます。	B

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(9) 陸閘・水門の維持管理に包括的民間委託の導入検討について	岩手県が管理する水門・陸閘等に関する補修・維持管理業務については、機械設備や電気設備等の業務種別毎、点検、補修修繕及び設備更新等の業務内容毎に、施設管理者毎に発注しているところです。 包括的民間委託による発注件数の軽減や民間事業者の創意工夫等による効率的・効果的な業務実施などの有効性は認識しており、本県の水門・陸閘等の適切な維持管理における適用性について他分野及び他県の事例等を参考に検討していきます。	B
(10) 鋼橋上部工と鋼橋補修工事の取り扱いについて	鋼橋上部工の補修工事等の専門工事については、原則として分離発注を行うこととしており、引き続き各専門工事業者の受注機会の確保に努めていきます。	C
(11) 橋梁補修工事における発注区分について	鋼橋上部工の補修工事等の専門工事については、原則として分離発注を行うこととしており、引き続き各専門工事業者の受注機会の確保に努めていきます。	C

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの (3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したすもの (5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したすもの (6) その他、上記に類するもの ※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの (例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの (2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの (3) その他、上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他、上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	(1) 県の行政には馴染まないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他、上記に類するもの
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類